

令和7年 北秋田市農業委員会 第4回総会

1. 開催日時 令和7年4月15日(火) 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員(32名)

1番 櫻井 豊	4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久
6番 中林 めぐみ	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
17番 武田 響一	18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延
20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	34番 金 俊英
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員(4名)

2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義	7番 長崎 成人
16番 寺田 一徳		

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第 1	報告第8号	会務報告
第 2	報告第9号	専決処分の報告
第 3	報告第10号	令和7年度の農地パトロールの実施について
第 4	議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第20号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の承認について
第 7	議案第21号	令和7年度県選出国會議員要請集会における要請事項につ いて

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

1 2 番 伊 藤 鶴 一 1 3 番 土 田 紀 子

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会 第4回総会を開会いたします。 はじめに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 2 番 佐藤稔 委員、3 番 宮腰文義 委員、7 番 長崎成人 委員、1 6 番 寺田一徳 委員の4名となっております。 委員総数36名中、32名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 1 2 番 伊藤鶴一 委員、1 3 番 土田紀子 委員にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第3号「会務報告」を事務局よりお願いします。
事務局	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。 それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第8号「会務報告」

です。読み上げてご報告いたします。

3月5日、第20回女性の農業委員会活動シンポジウムが東京・砂防会館にて開催され委員4名、事務局員1名が参加しました。こちらの内容につきましては前回第3回総会において参加委員より報告済みです。

7日、第3回総会に係る調査を市役所第二庁舎会議室にて委員3名、事務局3名の出席により開催しました。同じく7日、秋田県農業委員会事務局長会議が秋田市にて開催され事務局長が出席しました。

14日、第3回定例総会を市役所第二庁舎会議室にて委員33名の出席により開催しました。

17日、地域計画策定全県研修会が秋田市にて開催され事務局長が出席しました。

19日、市役所本庁舎応接室におきまして、農作物の鳥獣被害予防に関する市長への意見書提出を行いました。当日は会長、職務代理者、事務局長の3名が出席し、会長より意見書を読み上げのうえ提出してまいりました。別添資料としてお配りしておりますが、当日の様子は地元新聞および市ホームページにも掲載されましたのでご参照ください。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第9号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第9号「令和7年3月分 専決処分の報告」です。

表の3月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が43件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が16件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が14件、(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理が3件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が4件、合計80件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下10ページの申請番号43番までの計132筆、313,955㎡について、

いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに同じく 10 ページの下段をご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、15 ページの申請番号 16 番まで、合計 128 筆、面積 133,663 m²です。

つぎに 16 ページ上段をご覧ください。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の 13 法人、14 件の報告書を受理しております。

つぎに同じく 16 ページの下段をご覧ください。

(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理につきましては、3 法人からの報告書を受理しております。

つぎに 1 枚めくって 17 ページをご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、申請番号 3 番まで、合計 8 筆、面積 16,247 m²です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

報告第 9 号について事務局より説明がなされました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

報告第 11 号「令和 7 年度農地パトロールの実施について」ですが、農地小委員会からの報告です。若松農地小委員長よりお願いします。

農地
小委員長

農地小委員長の若松です。

令和 7 年 2 月 14 日に開催した農地小委員会で、令和 7 年度農地パトロールについて協議しましたので報告します。

まず、令和 7 年度のパトロールから、農地利用状況調査員による調査から衛星写真を使った調査に切り替えすることとし、調査員の委嘱は行わないこととしました。

実施のスケジュールですが、前年通り 6 月の総会で第 2 回農地小委員会を兼ねた農業委員全員での農地パトロール推進会議を開催、8 月には農地

パトロールの実施を予定しています。

また、昨年度から本格的に実施している衛星写真をつかった非農地判断は、昨年と同じ1,200筆を目標にすすめていく予定です。

もし一団での非農地化について相談があった場合は事務局のほうへ連絡していただければ優先して調査を行います。

最後になりますが、今年の農地パトロールも農業委員の皆様のご協力をよろしくお願いします。以上で報告を終わります。

議 長

報告第11号について農地小委員会より説明がありました。今年度の農地パトロールについてはこのような次第で進めていくこととなりますので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

次に、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案書19ページをご覧ください。

議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年4月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

以下、21ページの申請番号9番まで、合計29筆、面積58,829㎡です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号20番 金田悦子委員よりお願いいたします。

20番

20番の金田です。

番号1番から9番を報告させていただきます。調査日は4月7日、調査員は23番の佐藤 委員、24番の松橋 委員、25番の伊東 委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計6名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番から3番は資料の25ページから26ページになります。1番の脇神字三ツ屋岱から3番の脇神字佐助岱までの申請地、11筆は、小ケ田集落の周辺にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は

適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

申請番号4番は資料の27ページから28ページになります。阿仁伏影字下ノ沢の申請地は、伏影集落の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

申請番号5番は資料の29ページから30ページになります。綴子字大堤下の申請地は、国道7号線と国道105号線の交差点から、300mほど国道105号線を進んだ道路沿いにある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

申請番号6番は資料の31ページから32ページになります。栄字重三郎谷地と、ほか3筆の申請地は、摩当集落の周辺にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

申請番号7番は資料の33ページから34ページになります。脇神字大堤内と、ほか2筆の申請地は、中屋敷と小森集落の間で、ちょうど小猿部川沿いにある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

申請番号8番は資料の35ページから36ページになります。下杉字家ノ下と、ほか3筆の申請地は、下杉集落の周辺にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

申請番号9番は資料の37ページから38ページになります。鷹巣字南畑鋒の申請地は、鷹巣浄化センターと内陸線の線路の間にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

議長

金田 委員、ありがとうございました。

議案第18号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは議案第18号中、申請番号1番、2番および4番の3件を除く6件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 18 号中、申請番号 1 番、2 番および 4 番の 3 件を除く 6 件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 18 号中、申請番号 1 番および 2 番の質疑に入りますが、この件については、議席番号 22 番 中嶋力藏 委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：22 番 中嶋力藏 委員)

議 長

会議を再開します。

議案第 18 号中、申請番号 1 番および 2 番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 18 号中、申請番号 1 番および 2 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：22 番 中嶋力藏 委員)

議 長

会議を再開いたします。

つづいて、議案第 18 号中、申請番号 4 番の質疑に入りますが、この件

については、議席番号 25 番 伊東誠子 委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：25 番 伊東誠子 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第 18 号中、申請番号 4 番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 18 号中、申請番号 4 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：25 番 伊東誠子 委員)

議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 39 ページをご覧ください。

議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 4 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号 1 番を朗読)

案件は以上の 1 件です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号２３番 佐藤利子委員よりお願いします。
２３番	２３番の佐藤です。 申請番号の１番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。申請番号１番は資料の４０ページから４３ページになります。鷹巣字本屋敷の申請地は、鷹巣小学校のグラウンドから南側約１００ｍにあり、空港バイパス道路となっている鷹巣川井堂川線から住宅地に入り、看板広告事業者前の丁字路を右折してすぐの場所にある農地でした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、申請地の周辺は住宅として開発されていました。申請地は、隣接する水路とは接続されていないものの、申請地側にＬ型擁壁を設置して水路を保全する計画であり、土地改良区も合意済みとの事で、この住宅分譲によって、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。 以上で報告を終わります。
議 長	佐藤 委員、ありがとうございました。 議案第１９号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは本議案の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。 （ なしの声 ）
議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。 議案第１９号について、原案通り決することにご異議ございませんか。 （ なしの声 ）
議 長	異議なしと認め決定いたします。 次に、議案第２０号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書４４ページをご覧ください。

議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和7年4月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
以下の申請はいずれも所有権移転案件です。

(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号3番まで、合計12筆、面積28,718㎡です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 議案第20号について事務局の説明が終わりました。それでは、本議案の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第20号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第21号「令和7年度県選出国會議員要請集会における要請事項について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書45ページをご覧ください。
議案第21号「令和7年度県選出国會議員要請集会における要請事項について」

令和7年度県選出国會議員要請集会における当農業委員会からの要請事項について、別紙(案)のとおり提案するものとする。

令和7年4月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由

一般社団法人秋田県農業会議より、令和7年度全国農業委員会会長大会に併せて開催される令和7年度県選出国會議員要請集会における政策提案の検討について依頼があったことから、当農業委員会としての意見を提出するものでございます。

本要請事項につきましては、去る４月１０日に開催された第３回総務小委員会における協議のうえ議案を上程するものですが、経過につきましては佐藤総務小委員長よりご報告いただきます。。

総務小委員長

総務小委員長の佐藤です。

総務小委員会では、去る４月１０日、市役所第二庁舎第２会議室において令和７年度県選出国會議員要請集会における要請事項について協議いたしました。

当農業委員会からは、いまだ鳥獣被害や物価高騰が続いていることをかんがみ、令和６年秋田県農業委員会大会における政策提案の内容を継続して要請することとし、「有害鳥獣被害に対する積極的対策の強化」と「スマート農業の推進による生産現場の強化に向けた支援の拡充」の２点について要請することといたしましたのでご報告いたします。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

議案第２１号について事務局および総務小委員長の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第２１号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定します。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和７年第４回定例総会を閉会します。